

## 平成 5 年郵政省告示第 326 号の一部を改正する告示案に係る意見募集に提出された意見及び意見に対する総務省の考え方

※ 意見募集期間：平成 28 年 10 月 13 日～平成 28 年 11 月 11 日

【意見提出：20 件】

No.	意見提出者 (順不同)	提出された意見	意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	<p>趣旨： 原案通り賛成する。</p> <p>但し</p> <p>注 1：日本の無線従事者免許（アマチュア局を操作できるもの）を受けている者および日本国籍を有する者（永住を許可された者を含む）には適用しない。</p> <p>注 2：注 1 に該当する者には経過措置期間内に日本の資格取得をすることとする。取得しない場合は電波法第 71 条により無線局免許の取り消しもしくは指定事項の変更を伴うものとするが、補償は一切行わないこととする。</p> <p>背景：</p> <p>(1) たとえばアメリカ合衆国の「アマチュアエキストラ」を所持する者の日本の電波法令の知識は、必ずしも第一級アマチュア無線技士相当とは限らない事例が多いためである。</p> <p>(2) アメリカ合衆国は自国資格優先主義である。外国人といえども、アメリカ合衆国（FCC）のアマチュア局免許を受けた時点で、FCC 免許に従わなければならない。</p> <p>(3) 外国で取得した航空従事者技能証を日本の技能証に書き換える際は、航空</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>なお、日本の無線従事者免許所有者や日本国籍を有する者を除外すること等につきましては、本件告示に追加される資格は、我が国の第一級アマチュア無線技士に相当するものであると整理していることから、取得した者の国籍等により除外することは適当ではなく、原案どおりとさせていただきます。</p>	無し

		法令の受験と合格が必須となっていることや、自動車運転免許の国際運転免許と各国が科す自国（アメリカにおいては自州）の運転免許取得の基準を踏まえれば、外国資格で長期的に操作を行う際には日本の電波法令の知識確認は必須とすべきである。		
2	個人	<p>総務省の改正には賛成です。ただし、外国の電波関係法令と日本の電波法の差異を考慮し、無条件で全ての者にこれを認めることは適切ではないと考えられます。少なくとも日本人等(*)には法規の試験を課すなどとして整合を図るのが適切と考えられます。外国人は滞在期間がありますが、日本人等は原則国内居住して手続きさえ行えば一生国内にてアマチュア無線局を運用することとなるからです。</p> <p>(*) 日本の国籍を有する者及び日本国内に永住を許可された外国国籍を有する者をいう。</p> <p>該当箇所      告示自体に全般的 意見</p> <p>以下の附則を告示自体に付ける</p> <p>「この告示は日本の国籍を有する又は日本国内に永住を許可されている外国の国籍を有する者には適応されない。ただし新告示が施行の際に現に外国の無線従事者資格により国内で開局している場合には1年以内に日本の電波法に基づく無線従事者資格を取得しなければ指定事項を当人が現在有する日本国の電波法に基づく無線従事者資格の操作範囲内に収まるように無線局免許状の指定事項などを総務大臣は電波法第71条第1項の規定により変更する。ただし同条第2項以下は適応しない。」</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>なお、日本人等を除外することにつきましては、本件告示に追加される資格は、我が国の第一級アマチュア無線技士に相当するものであると整理していることから、取得した者の国籍等により除外することは適当ではなく、原案どおりとさせていただきます。</p>	無し
3	個人	相互承認対象国の拡大は、喜ばしいことである。	賛成意見として承ります。	無し

		ただし、日本国籍をもつ人に対しては、外国免許による無線局開設を制限する必要があると考える。	なお、日本国籍を有する者を除外することにつきましては、本件告示に追加される資格は、我が国の第一級アマチュア無線技士に相当するものであると整理していることから、取得した者の国籍等により除外することは適当ではなく、原案どおりとさせていただきます。	
4	個人	賛同します。是非実施してください。	賛成意見として承ります。	無し
5	個人	賛成します。	賛成意見として承ります。	無し
6	個人	既に相互承認されている国々に追加されるという今回の件、大変喜ばしい限りです。 ご承知の通り空中線電力以外は1アマ資格と2アマ資格の区別がありません。趣旨から逸脱していると一蹴され回答をいただけないと思料されましよう。が国民の一人として関心を持ちましよう。具体的にどの部分が足かせになって2アマ資格を除外されたのでしょうか。ご回答願いたいです。	賛成意見として承ります。 なお、相互承認の対象資格に第二級アマチュア無線技士が含まれていない点につきましては、CEPTとの調整の結果ですので、ご了承願います。	無し
7	個人	今回の告示案に賛成します。 CEPT加盟国の多くでは、従来から日本のアマチュア免許をもとに、簡便な手続き（あるいは一切の手続きなしで）アマチュア無線の運用が認められてきました。今回の告示案によって、CEPT加盟国のアマチュア無線家が日本へ来た際に、従前に比べて簡便な手続きによって、アマチュア局の運用ができることを期待します。 あわせて、塔虚オリンピックに向けて、CEPTのT/R61-01（短期滞在者に関する協定）に関しても、早急に締結して、CEPT加盟国のアマチュア免許保持者が	賛成意見として承ります。 CEPT勧告T/R61-01の適用につきましては、今後の参考とさせていただきます。	無し

		手続きなしで日本での短期運用が実現できるように、省令を改正されることを強く希望します。		
8	個人	<p>(1) 対象とされるのが第1級アマチュア無線技士となっていますが、国家試験の難易度等から判断すれば第2級も含めるのが妥当かと思えます。</p> <p>(2) 対象となる国のアマチュア無線技士が日本でアマチュア無線局を運用する場合、無申請で「JA3/F1ABC」等の呼出符号を用いた運用を可能とすべきです。根拠は、諸外国において日本のアマチュア無線技士がアマチュア無線局をする場合に同様の取扱を受けているからです。(どの国がどのように処遇しているかは、総務省で調査をしてください。)</p> <p>(3) 前項に付随して、日本のアマチュア無線技士が日本にてアマ中無線局を開設する場合の手続きに関しても、簡略化や手数料の値下げ等の措置が必要であると考えます。</p>	<p>(1) につきましては、相互承認の対象資格に第二級アマチュア無線技士が含まれていない点につきましては、CEPTとの調整の結果ですので、ご了承願います。</p> <p>(2) 及び(3) につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無し
9	個人	賛同の意を表します	賛成意見として承ります。	無し
10	個人	<p>賛成。</p> <p>世界的に広く採用されている CEPT と相互承認することで、日本の免許取得者の運用範囲が広がることが予想される。</p> <p>引き続き、海外局が国内で勘弁に運用できるように局免許の付与について取り組みを期待致します。</p>	賛成意見として承ります。	無し
11	個人	<p>このたびの欧州郵便電気通信主管庁会議と相互承認が締結されましたことにつきまして、ご尽力された皆様に感謝申し上げます。</p> <p>平成5年郵政省告示第326号の一部を改正する告示案について賛成いたします。</p> <p>対象を第1級アマチュア無線技士としたことにも賛成です。早期の発効をお願いいたします。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>相互承認の対象国の拡大に関しましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無し

		<p>以下、今後の参考として述べさせていただきます。</p> <p>今後とも相互承認対象国を拡大して頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>特に、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ブルネイとの相互承認を進めて頂きますようお願い申し上げます。 これら4カ国は日本人の滞在者も多く、また近年セカンドライフをこれらの地で楽しまれる方も増えてきております。その方たちにもアマチュア無線を楽しんでいただけるよう、是非、相互承認対象国を拡大していただきますようご検討宜しくお願いいたします。</p>		
12	個人	<p>2020年のオリンピック・パラリンピックに向けてアマチュア無線の世界でも世界標準での対応が求められており、早期に相互運用協定が締結されるべきと考えます。</p>	賛成意見として承ります。	無し
13	個人	<p>(1) 今般の規制緩和に賛成します。</p> <p>(2) フィンランド、フランス、ドイツ及びアイルランドの資格の場合、従来の相互承認と欧州郵便電気通信主管庁会議との相互承認とで重複することが想定されます。この場合、当該国資格者にとって最も有利になるように相互承認を適用すると考えて良いでしょうか。できれば、告示の末尾にそのことを追記頂けますか。</p> <p>(3) CEPT（欧州郵便電気通信主管庁会議）勧告 T/R61-02 付録第2号別表第1号に規定される国及び当該国の資格の「和訳」を何らかの形で告示及びWEB上に掲載頂けますか。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>(2) につきましては、それぞれの外国の資格に応じて規定が適用されますので、原案どおりといたします。</p> <p>(3) につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無し
14	一般社団法人日本アマチュア無線連盟	<p>この度の、アマチュア無線技士に係る相互承認対象国の拡大につきましては、対象国が大幅に拡大されるものであり、大いに歓迎いたしますとともに、ここに至りますまでの総務省殿のご尽力に感謝申し上げます。</p> <p>告示の改正にあたりまして、従来から発行していただいています無線従事者免許証の英文による証明も、欧州電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 付録第5号</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>英文による証明につきましては、CEPT加盟国において運用が可能となるよう、対応いたします。</p> <p>CEPT 勧告 T/R61-01 の適用につきまし</p>	無し

		<p>に規定される様式に沿ったものになると理解しております。万一、様式の変更を予定されていない場合には、ぜひとも同様式に日本語を追記した様式を採用されますよう要望いたします。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて大幅な増加が予想されます短期旅行者を対象とした欧州電気通信主管庁会議勧告 T/R61-01 につきましても、ご検討・ご指導いただけましたら幸甚です。</p>	<p>ては、今後の参考とさせていただきます。</p>	
15	個人	<p>改正案に賛成する。</p> <p>日本国の第一級アマチュア無線技士が欧州諸国に通用する資格として認められたことになり、同資格等の試験制度改正に際しモールス云々を盾とする反対意見もあったが、それらは時代に即していないことが判理解できた。</p> <p>本制度実施に際し無線局免許手続きなどで速やかな事務手続きが行われ、今後の電波行政に対し適時適応されるよう望みます。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	無し
16	個人	<p>平成5年郵政省告示第326号の一部を改正する告示案に係る意見募集</p> <p>アマチュア無線技士に係る相互承認対象国の拡大に関する制度整備に賛同します。</p> <p>欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 とのアマチュア無線技士資格の相互承認は、アマチュア業務の国際化に対応したものであり、高く評価します。</p> <p>なお、アマチュア無線業務に関する欧州郵便電気通信主管庁会議勧告には、今回相互承認された T/R61-02 の他に、T/R61-01（90日以内の短期間の臨時免許）の勧告がある。</p> <p>2020年の東京五輪を見据えて、各省庁が検討している規制緩和措置および民間レベルでの国際交流推進の観点から、総務省の電波行政においては、引き続き T/R61-01 の相互承認も締結にむけた作業をすすめていただきました</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>CEPT 勧告 T/R61-01 の適用につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無し

		い。		
17	個人	<p>意見募集の範囲を外れかねませんが、本相互認証の制度全般について確認したい点につき以下述べさせていただきますこと、お許し下さい。</p> <p>■要旨</p> <p>1 陳腐化が疑われる資格の対照表</p> <p>2 制度運用全般についての確認</p> <p>2.1 本邦側の国籍条項</p> <p>2.1.1 受け入れ時</p> <p>2.1.2 送り出し時</p> <p>2.2 欧州側の国籍条項</p> <p>2.2.1 受け入れ時</p> <p>2.2.2 送り出し時</p> <p>2.3 勧告 T/R 61-02 付録第 4 号別表第 2 号の脚注 7 の意味</p> <p>3 制度運用全般についての期待</p> <p>3.1 勧告 T/R 61-02 の短期滞在での適用の実効性の担保</p> <p>3.2 アウトバウンド方向の規定の告知</p> <p>4 中長期的な改善希望点</p> <p>4.1 HAREC の発行にかかるリードタイムの短縮を</p> <p>4.2 アウトバウンドに対するインバウンドの不平等さの解消を</p> <p>4.3 アウトバウンド方向の相互認証での動作周波数帯の制限の緩和を</p> <p>■詳細</p> <p>1 陳腐化が疑われる資格の対照表</p> <p>改正対象の告示中、表第一号中に示されるドイツ連邦共和国の資格制度は、いまは変っているのではないのでしょうか？そうであれば、この機に併せて直され</p>	<p>1 につきましては、既に相互承認を締結している国の資格につきましては、相手国に確認の上、修正してまいります。</p> <p>2 につきましては、我が国においては、「CEPT 勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される国」が発給する「CEPT 勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される資格」を有するものであれば、国籍を問わず、第 1 級アマチュア無線技士と同等の資格を有する者として扱われます。</p> <p>また、「CEPT 勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される国」においては、第 1 級アマチュア無線技士免許を有する者は、国籍を問わず、CEPT 勧告 T/R61-02 に基づく資格を有する者として取り扱われます。</p> <p>なお、「CEPT 勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される資格」を有することをもって、第 1 級アマチュア無線技士免許を取得することはできません。</p>	無し

るべきと考えます。現告示上は「Class A・Class B・Class C」として扱われています。しかしその後、「Class 1・Class 2・Class 3」の時代を経て、さらにいまでは「Class A・Class E」となっているのではないのでしょうか。

参考：

『Ordinance concerning the Amateur Radio Act - Amateur Radio Ordinance』  
[http://www.darc.de/fileadmin/\\_migrated/content\\_uploads/AFuV\\_March\\_2008\\_kurz\\_englisch\\_01.pdf](http://www.darc.de/fileadmin/_migrated/content_uploads/AFuV_March_2008_kurz_englisch_01.pdf)

『Statistics about amateur radio training in Germany』  
<http://www.ham-yota.com/wp-content/uploads/2016/07/Statistics-Ham-Radio-Education-in-Germany-HamRadio-2016.pdf>

その他の国につきましても、資格の対照が陳腐化しているのであれば、同様な見直しを期待します。

## 2 制度運用全般についての確認

### 2.1 本邦側の国籍条項

#### 2.1.1 受け入れ時

平成5年郵政省令第50号による電波法施行規則第34条の8の改正以来、相互承認の相手国の免許さえ有している者であれば、「国籍は問わない」こととなっています。したがって、今回の制度改正においても、「いずれかの対象国が発行した欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R 61-02 の定める HAREC」さえ有していれば、たとえ同会議の非構成国、または、同会議勧告 T/R 61-02 への不参加国の国籍の者であったとしても、従来どおり、本邦としては「国籍を問わず受け入れる」という理解でいいのでしょうか？

#### 2.1.2 送り出し時

3及び4につきましては、今後の参考とさせていただきます。



本邦の各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む、以下同じ）は、第一級アマチュア無線技士の免許を有する、以下のどの範囲の者までに対して、HAREC を発行するのでしょうか？

- 日本の国籍を持つ者
- 永住者
- 特別永住者
- 定住者
- それらは問わない

## 2.2 欧州側の国籍条項

### 2.2.1 受け入れ時

欧州側受け入れ国の制度運用として、「日本国籍でない者の示す本邦発行のHAREC」であっても、有効なものとして受け入れるのでしょうか？

### 2.2.2 送り出し時

上述の2.1.1とも関連しますが、同会議勧告 T/R 61-02 への参加国は、以下のどのような範囲の者にまで対して、HAREC を発行するのでしょうか？

- 自国籍を持つ者
- T/R 61-02 の付録第2号別表第1号の範囲のいずれかの国籍を持つ者  
(すなわち欧州諸国に限定)
- T/R 61-02 のいずれかの参加国の国籍を持つ者  
(すなわち欧州外の諸国も含む)
- それらは問わない

なお勧告 T/R 61-02 付録第4号別表第2号の脚注7によれば、「日本国籍の者

に発行される」であろうことが読み取れますから、少なくとも「T/R 61-02 のいずれかの参加国の国籍を持つ者」には発行されるものと推察できます。

### 2.3 勧告 T/R 61-02 付録第 4 号別表第 2 号の脚注 7 の意味

これが意味するところは、「日本国籍の者は、HAREC を元にして（あたかも合格の結果が示された無線従事者国家試験結果通知書のような位置づけでそれを行使して）、本邦の第一級アマチュア無線技士の免許を（無試験で）得ることはできない」という理解でいいでしょうか？

しかしながら表現は“may not be able to”であり、言い替えますと「できる場合もある」と読み取れます。

では、「どのような場合」であれば、それ（HAREC を元にした無試験での第一級アマチュア無線技士の免許）が認められるのでしょうか？

それとも、該脚注原文のそのような英語表現にかかわらず、それが認められる場合は一切ないのでしょうか？

## 3 制度運用全般についての期待

### 3.1 勧告 T/R 61-02 の短期滞在での適用の実効性の担保

一般に、欧州郵便電気通信主管庁会議の諸国では、以下のごとく、適用する制度を使い分けている場合が多いのではないのでしょうか？

○短期滞在であれば、同会議勧告 T/R 61-01 に基づく無手続きによる運用

○居住者を含む長期滞在者であれば、勧告 T/R 61-02 に基づく免許

しかしながら、勧告 T/R 61-02 しか交わしていない本邦からの訪欧者は、旅行などの短期滞在者であっても、元来長期滞在者を前提とした勧告 T/R 61-02 により手続きせざるを得ません。

そうしますと免許の申請のために、以下の書面などの提出を求められることも

あります：

○往訪国の居住許可

○無犯罪証明書

これでは、短期滞在者が往訪先の国で勸告 T/R 61-02 に基づく免許を受けることは容易ではなく、せつかくの相互承認制度も、実効上の意味が薄れてしまいます。

したがい会議参加諸国への事情説明（本邦は T/R 61-01 を締結していないので、短期滞在であっても長期滞在前提の T/R 61-02 を適用せざるを得ない）を期待します。

### 3.2 アウトバウンド方向の規定の告知

過去 11 か国と締結されてきた相互認証のアウトバウンド方向の規定が、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の Web を含め、どこにもまとまっていません。すわなち、「本邦のどの資格が、往訪先の国のどの資格に相当するのか」の一覧です。

したがい、たとえば『電波利用ホームページ』などでのそれらの告知を期待します。

とくに、アメリカ合衆国についてはすでに混乱しかねません。

一般社団法人日本アマチュア無線連盟の Web では「第 4 級アマチュア無線技士の方は 30MHz 以下のバンドでの運用は認められません」と、語られています（[http://www.jarl.org/Japanese/8\\_World/8-1\\_overseas/8-1\\_Overseas.htm](http://www.jarl.org/Japanese/8_World/8-1_overseas/8-1_Overseas.htm)）

しかし、受け入れ側となる連邦通信委員会の Web サイトでは、相互承認の説明において、そのような制約はどこにも書かれていません

([http://wireless.fcc.gov/services/index.htm?job=about\\_4&id=amateur](http://wireless.fcc.gov/services/index.htm?job=about_4&id=amateur)).  
これでは、連邦通信委員会の Web サイトだけを頼った場合、故意でなくとも 30MHz 以下で運用してしまう危険性さえはらんでいます。

#### 4 中長期的な改善希望点

##### 4.1 HAREC の発行にかかるリードタイムの短縮を

既存の近い制度である、無線従事者免許証・無線局免許状の「英文証明書」の取得を考えますと、本邦内（総合通信局）での処理に 1 か月近くを要しかねない、使いにくい運用になっています。

そこで、HAREC を含む英文証明書の発行業務を、一例として、公益財団法人日本無線協会、あるいは、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会などに、有料化（適価のこと）でもいいので外部委託し、処理の迅速化の可能性を探ってもいいのではないのでしょうか？

うまく改善されうるならば、

- (1) 総合通信局にとっては「手数料すら取れない事務処理」の削減
  - (2) 公益法人にとっては収益源の拡大
  - (3) アマチュア無線家にとっては書面の入手にかかるリードタイムの短縮
- と、そのほうが Win-Win-Win ではないのでしょうか？

##### 4.2 アウトバウンドに対するインバウンドの不平等さの解消を

アメリカ合衆国などでは、事前の手続きが皆無で、かつ、日本国内で用いている無線設備を持ち込み、往訪先の国でそのまま用いることができます。

それと比べますと、本邦の受け入れ制度は、著しく不平等です。

一般的には、日本仕様の無線設備（工事設計認証の取得機）を購入、または、設備共用によって確保した上で、アマチュア局の開設の手続きを取らなければなりません。

		<p>ビジット・ジャパンや観光立国などとして、訪日外国人観光客の増加施策が図られている中でもあり、こういったインバウンド方向での制約の緩和を期待します。</p> <p>4.3 アウトバウンド方向の相互認証での動作周波数帯の制限の緩和を往訪国においても「日本で許された動作周波数帯」の制約を引きずる場合があります。するとたとえばアメリカ合衆国では、以下のような乖離が現れます：</p> <p>○現地で許されている周波数帯は 144～148MHz</p> <p>○相互認証制度を行使する場合、そのうちの 144～146MHz のみが使用可</p> <p>これでは、以下のような肝心な周波数が使えません（参考：<a href="http://www.arrl.org/band-plan/">http://www.arrl.org/band-plan/</a>）：</p> <p>○呼出周波数の 146.52MHz</p> <p>○146・147MHz 台に入力周波数を持つレピーター局</p> <p>したが、こういった制約の緩和を期待します。</p> <p>対処例としては、以下のような策が考えられます：</p> <p>○本邦側の告示（アマチュア局が動作することを許される周波数帯）に、「相互認証の場合には、往訪先の国の相当する周波数帯の範囲のすべてを操作できるものとみなす」の旨を追記</p> <p>○該当国と別途「日本で免許された動作周波数帯を越えてもいい」の旨の例外規定（いわゆるサイドレター）を締結しておく</p>		
18	個人	<p>今回の告示案に全面的に賛同します。</p> <p>更に相互承認対象国が増えることを期待します。</p>	賛成意見として承ります。	無し
19	個人	<p>●アマチュア無線資格保有者による国際交流を促進する政策は、国際的相互理解を深めるとともに、外国旅行者の増加に資する等メリットも大きいと思量します。今回の告示案に賛成致します。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>本件は、我が国と CEPT との相互承認であり、CEPT 加盟国以外の国については、</p>	無し

●T/R61-02 付録第4号別表第2号に規定される国を追加されない理由は何故でしょうか。

●「T/R61-02 付録第2号別表第1号に規定される国」（以下「CEPT 国」といいます。）と、CEPT 国資格の発給を受けた者（以下「CEPT 国資格保有者」といいます。）の国籍の関係についてですが、我が国としては、CEPT 国資格発給国とCEPT 国資格保有者の国籍が一致することを求めず、例えば、英国の Full ライセンスを保有する者であれば、フランス人（CEPT 国）であっても香港人（非CEPT・T/R61-02 参加国）であっても韓国人（非CEPT・T/R61-02 非参加国）であっても、第1級アマチュア無線技士と同等の資格を有する者として扱われるでしょうか。

（理由）T/R61-02 はあくまで「勧告」であって、国内法においてどのような条件で外国の資格を国内の資格と同等のものと認めるかは、各国当局の判断にゆだねられていると解されます。我が国電波法5条2項2号は、アマチュア無線局免許について国籍要件を撤廃しており、既存の相互運用協定の下でも、例えば、米国のアマチュア無線局免許を有する者については、その者が米国籍を有しない場合であっても、我が国のアマチュア無線局の免許を与えているものと理解しています。同様の運用が、CEPT 国資格についても行われることが相当と考えます。

●逆に、第1級アマチュア無線技士資格保有者がCEPT 国でアマチュア無線局の開設を希望する場合、その者が日本人であることは求められず、フランス人（CEPT 国）であっても香港人（非CEPT 国・T/R61-02 参加国）であっても韓国人（非CEPT 国・T/R61-02 非参加国）であっても、各CEPT 国において、それぞれCEPT 資格保有者と同様に扱われると理解してよいでしょうか。

対象外となります。

「CEPT 勧告 T/R61-02 付録第2号別表第1号に規定される国」が発給する「CEPT 勧告 T/R61-02 付録第2号別表第1号に規定される資格」を有するものであれば、国籍を問わず、第1級アマチュア無線技士と同等の資格を有する者として扱われます。

また、第1級アマチュア無線技士免許を有する者は、「CEPT 勧告 T/R61-02 付録第2号別表第1号に規定される国」においても、国籍を問わず、CEPT 勧告 T/R61-02 に基づく資格を有する者として取り扱われます。

CEPT 勧告 T/R61-01 の適用につきましては、今後の参考とさせていただきます。

(理由) 上述のとおり、T/R61-02 はあくまで「勧告」であって、国内法においてどのような条件で外国の資格を国内の資格と同等のものと認めるかは、各国当局の判断にゆだねられていると解されます。T/R61-02 はアマチュア無線技士の資格の国際的なハーモナイゼーションを目指すものですから (同 considering f))、資格発給国と資格保有者の国籍の一致を条件とすることは不必要と考えます。我が国としては、我が国が発給する資格の価値を高めるために、CEPT 国においても国籍要件を不要とするよう希望する姿勢をお示しいただきたいと考えます。少なくとも、我が国の側から、国籍要件が必要である (第 1 級アマチュア無線技士の資格を有する日本人に限る。) とあえて宣言する必要はなく、国籍要件については、各 CEPT 国の判断にゆだねると宣言していただきたいと考え、お尋ねする次第です。

(背景) 短期運用に関する CEPT 勧告 T/R61-01 に関し、国籍要件が必要か否かという論点があり、一部に、「日本人は、米国のアマチュア無線資格を有していても、T/R61-01 参加国における短期運用は認められない」との見解が流布しています。実際には、フィンランド、エストニア、ノルウェー等では、米国資格を保有する日本人による運用が認められており、上記の説は必ずしも正しくないのですが、ともあれ、我が国はアマチュア無線局について国籍要件を撤廃しているのですから、海外においても、日本人によるアマチュア無線局の運用の可能性が広がるよう、各国に対し、できるだけ国籍要件は課さない方向で働きかけていただきたく、上記のとおり希望する次第です。

●短期運用に関する欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-01 についても、我が国として、是非参加をご検討いただきたくお願いします。

●昨今、相互運用協定によることなく、外国資格に基づく 1 か月ないし 3 か月

		<p>といった短期の運用を認める国が増えています（ドイツ、インドネシア、ベトナム、ニュージーランド、韓国、メキシコ等）。2020年東京オリンピック等を控え、我が国としても、一定の水準を充たす外国資格に基づく短期の運用を認める制度の創設をご検討いただきたく、お願い申し上げます。</p>		
20	個人	<p>欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-01 を承認して、短期旅行者が特段の手続きなしにアマチュア無線局の開設運用ができるようになることを要望します。</p>	<p>CEPT 勧告 T/R61-01 の適用につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>	無し